

節電行動計画

○制限緩和の適用を受ける需要設備

施設名：第1浄水場

○具体的取組内容

区分	対策項目	削減使用電力 (kW) ／削減率 (%)
動力	主たる施設 ・送水ポンプは、3台同時運転を上限とする。 ・浄水場の運転時間を9時から20時以外にシフトさせ、電力負担を分散させる。	39.3 kW／7.69 %
計装品電源	・監視装置は必要最低限とし、それ以外はモニタ等の電源を切る。	6.4 kW／1.26 %
空調	・事務室、監視室は、室内温度が28℃を下回らないように運転する。 ・水質試験室は、設定温度を28℃とし検査業務終了後は停止する。 ・ブラインドで直射日光を遮る。 ・不要な換気扇を止める。	0.1 kW／0.03 %
照明	・事務室・監視室は50%消灯する。 ・未使用区域は消灯を徹底する。 ・構内の外灯は50%消灯する。 ・施設点検は最低限の照明とする。	0.2 kW／0.04 %
設備電源	・帰宅時は、OA機器の電源オフを徹底する。 ・施設内の不要なプラグをコンセントから抜く。	
合計		46 kW／9.02 %

区分	対策項目	削減使用電力 (kW) ／削減率 (%)
小水力発電	・小水力発電機を運用することで更なる削減が可能。	80.0 kW／17.2 %

○制限適用を受ける需要設備以外の需要設備

施設名：第2浄水場

○具体的取組内容

区分	対策項目	備考
動力	<ul style="list-style-type: none">・第1浄水場である送水ポンプは設置していません。	
計装品電源	<ul style="list-style-type: none">・監視装置は必要最低限とし、それ以外はモニタの電源を切る。	
空調	<ul style="list-style-type: none">・監視室は、室温が28℃を下回らないように運転する。・水質試験室は、設定温度を28℃とし検査業務終了後は停止する。・ブラインドで直射日光を遮る。・不要な換気扇を止める。	
照明	<ul style="list-style-type: none">・監視室は50%消灯する。・未使用区域は消灯を徹底する。・構内の外灯は50%消灯する。・施設点検は最低限の照明とする。	
設備電源	<ul style="list-style-type: none">・帰宅時は、OA機器の電源オフを徹底する。・施設内の不要なプラグをコンセントから抜く。	

○制限適用を受ける需要設備以外の需要設備

施設名：給水場・ポンプ場

○具体的取組内容

区分	対策項目	備考
照明	・施設点検は最低限の照明とする。	